

16. 実務法学研究科

I	実務法学研究科の教育目的と特徴	16	2
II	分析項目ごとの水準の判断	16	3
	分析項目 I 教育の実施体制	16	3
	分析項目 II 教育内容	16	5
	分析項目 III 教育方法	16	8
	分析項目 IV 学業の成果	16	13
	分析項目 V 進路・就職の状況	16	16
III	質の向上度の判断	16	17

I 実務法学研究科の教育目的と特徴

- 1 法曹養成に特化した専門職大学院（法科大学院）である本研究科の教育上の理念は、「21世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた高度専門職業人としての法曹であって、しかも「地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る」法曹を養成するための高度専門教育を行うこと」である。また、教育目的は、以下のとおりである。
 - ①専門的資質・能力を有し、豊かな人間性をそなえた法曹の養成
 - ②専門的な法知識を確実に習得するとともに、それを批判的に検討し、新たな規範を発見するための創造的な思考力、事実に即して具体的な紛争解決のために必要な法的分析力及び法的議論の能力等をそなえた法曹の養成
 - ③先端的な法領域について基本的に理解し、法曹としての責任感や倫理観をそなえた法曹の養成
 - ④新潟県及び隣接各県における「法の支配」の直接的な担い手となる法曹の養成
- 2 こうした教育理念・目的のもとに、本研究科は、「深い学識及び卓越した能力を培うことにより、高度の専門性が求められる職業を担う人材を養成する」という本学の教育目標に基づき、具体的に、主として以下の法曹を養成することを目標としている。
 - ①地域住民に対する充実した法的サービスの供給に資するために、「地域住民のための社会生活上の一般医」として、消費者問題、離婚・相続問題及び不法行為事件等、多種多様なニーズに応え得る幅広い視野をもった法曹
 - ②地域企業を対象に、経営業務に対する法的アドバイスを行い、これに伴う訴訟事件を扱う法曹及び地域企業の法務担当者としての法曹
 - ③地方自治体を対象に、行政訴訟を扱う法曹及び地方自治体の法務担当者としての法曹
 - ④地域における刑事事件の的確かつ適正・迅速な処理を行い、地域住民に法的サービスを提供する法曹及び検察官としての法曹
- 3 カリキュラムの特色は以下のとおりである。①教育内容及び教育目標をそれぞれ異にした少人数による双方向・多方向的授業形式として5種類 16科目の演習を開講している。②学生に実務の動向の一端を体感させる臨床的法学教育は、養成対象としている法曹となるモチベーションを高めるうえでも重要かつ効果的であることから、これを選択必修科目として位置づけている。③基礎法学は、現代法制度を批判的に考察し、柔軟な思考力を養うとともに、総合的・創造的思考力を涵養する上で重要であることから、その多くを必修科目として位置づけている。④学生の将来の進路を念頭において、そのため必要な科目を学生が適切かつ効果的に選択することができるようとした履修上の指針を示す制度（コア・カリキュラム）を採用している。
- 4 教育方法の特徴は以下のとおりである。①限られた期間内に十分な学習効果をあげるために、学生の強い学習意欲と十分な予習・復習に基づく自主的・能動的授業参加を前提とした「法的専門知識活用型」教育を中心としている。②法科大学院においては、教育内容だけでなく、教育方法においても「法理論教育と実務基礎教育との架橋」を実効的に図る必要があることから、演習科目を中心として、いわゆる「実務家教員」と「研究者教員」とが協力しながら1つの授業を担当する教育方法も重点的に採用している。
- 5 学生に対する学習支援体制を強化するという観点から、多数の専任教員を配置し、きめ細かな指導体制を採用している。とりわけ、「法学未修者」に対して、法律学および各法分野の「導入教育」の効果的な実践に努めている。平成16年度に文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援経費」を得て開発したプログラムに基づき、民法の導入教育の強化が図られている。

[想定する関係者とその期待]

想定する直接的な関係者は、地域（新潟県及び隣接各県）の住民、特に「法曹過疎地域」住民である。こうした関係者からの期待は、まさに「地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る」法曹である。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

本研究科は、1専攻（実務法学専攻）から構成され、入学定員は60名である。附属組織として、（1）法学に係る理論、実務融合型教育の支援及び研究開発、（2）地域に係る法学の先端分野の教育及び研究、（3）法律情報の収集、蓄積及び発信、（4）法律相談、等を行う「地域法実務センター」が置かれている。

本研究科の収容定員・在籍者数は、資料1-1-1のとおりである。法科大学院では、設置基準上、法学以外の学問分野を履修した者および社会経験を有する者の入学が入学定員の3割程度になるよう努めることが必要とされている。本研究科における全入学者に占める法学以外の学問分野を履修した者または社会人の割合は、資料1-1-2のとおりであり、概ね基準を満たしている。

専任教員の現員は33名であり、学生に対する学習支援体制を強化するという観点から、設置基準を超える多数の教員を配置している。また、その構成は、専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者23名：高度の技術・技能を有する者又は特に優れた知識及び（5年以上の）経験を有する者（実務家教員）10名であり、適正に編成されている（資料1-1-3）。上記現員数には、他の学部・大学院修士課程の専任教員は含まれていない。また、全科目群に専任教員を配置している（資料1-1-4）。なお、上記専任教員の他は、兼任教員2名、兼任教員12名（派遣裁判官1名、弁護士2名、司法書士3名、公認会計士2名、他大学教員4名）である。

資料1-1-1 収容定員及び在籍者数

区分	収容定員	在籍者数		
		うち法学未修者	うち法学既修者	
人数	180	175	169	6
女子学生の人数（内数）	—	58	56	2

（注） 平成19年5月1日現在。

資料1-1-2 全入学者数に占める他の学問分野を履修した者または社会人の割合

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
入学定員	60	60	60
入学者数	60 (18)	57 (22)	53 (18)
うち、法学未修者	58 (16)	56 (22)	48 (16)
うち、法学既修者	2 (2)	1 (0)	5 (2)
うち、他学部出身者または社会人経験者	21 (8)	17 (5)	18 (6)
うち、他大学出身者	41 (11)	44 (14)	46 (15)
入学定員に占める入学者数の率	1.00	0.95	0.88
入学者数に占める他学部出身者または社会人経験者の率	0.35	0.29	0.33
入学者に占める他大学出身者の率	0.68	0.77	0.86

（注） 各年度5月1日現在。括弧内は、内数で女子学生の人数。

資料 1-1-3 教員数

区分	専任教員					兼任教員 兼任教員
	専任教員	専任ではあるが、他の学部・大学院（修士課程）の専任教員	実務家・専任教員	実務家・みなし専任教員	合計	
教授	17		7 (4)		24 (4)	
准教授	6		3 (3)		9 (3)	14

(注) 平成 19 年 5 月 1 日現在。括弧内は、内数で法曹としての実務の経験を有する者の人数。

兼任教員は学内の他学部等の教員、兼任教員は他の大学等の教員等を指す。

資料 1-1-4 科目別の専任教員数

法律基本科目							法律実務基礎科目	基礎法学・隣接科目	展開・先端科目
憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法			
2	1	4	2	1	2	1	7	3	10

(注) 平成 19 年 5 月 1 日現在。

資料 1-1-5 実務家教員数

	弁護士	検察官	企業法務	官公庁
教授	3	1	1	2
准教授	3	0	0	0
計	6	1	1	2

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点に係る状況)

まず、教育内容・方法の改善を図るべく、教授会終了後に「学務委員会」主催の「FD 会議」が開催されている。本会議においては、問題点の共通認識を形成するとともに、その改善策の立案と実践を行っている。主要な議題は、教育内容・方法、厳格な成績評価のあり方であるが、平成 18 年度は、新カリキュラムの検討、実施上の問題点の検討に重点が置かれた。なお、立案した改善策（例えば「授業課題のあり方」）の実効性は、授業アンケート、相互授業参観等を通じて検証している。次に、上記 FD 会議活動の一環として、教員が隨時相互に授業参観を行う体制がとられ、実践されている。また、学務委員会が、学生を対象として実施した全授業アンケート結果を集約・分析した後、科目名を記載した資料全科目分を全教員に配布し、上記 FD 会議において、分析・検討するとともに、改善策について議論をしている。また、学務委員会委員が、学生からの評価がきわめて低かった担当教員と個別に面談し、具体的改善策を協議している。

上記教育内容・方法に関する組織的な取組の成果として、「教授法に関する共通のノウハウ」(資料 3-1-2, 16-10 頁), 「成績評価のあり方等に関する申し合わせ」の策定に加えて、特に「法学未修者」導入教育プログラム（民事法）を開発することができた。こうした、成果に基づく教育の実践により、科目ないし教員間の教育におけるアンバランスさを少なくすることができた。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

教育の基本的組織は、学習支援体制の強化を図るべく、設置基準を超える多数の専任教

員を配置するなど、本研究科の教育理念・目的を実現するために適正に編成されている。また、全教員参加を前提とした「FD会議」を設置することにより、教育内容・方法の改善に向けた体制を確立し、適正に運用している。しかし、教育内容・方法の改善に向けた努力・熱意という点で未だ教員間に温度差があることから、上記の水準にあると判断した。

分析項目Ⅱ 教育内容

(1) 観点ごとの分析

観点 教育課程の編成

(観点に係る状況)

法科大学院は、全く新しいタイプの専門職大学院であることから、設置基準上、教育課程について最小限の枠組みが示されているにすぎず、教育課程自体が、各法科大学院の創意工夫に委ねられている。本研究科は、教育理念・目的を効果的に実現するという観点から、教育課程を資料2-1-1のような斬新な方針にしたがって適切に編成している。

資料2-1-1 教育課程編成の方針

- ① 法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の中心機関としての教育を行うのにふさわしいように編成されなければならない。
- ② 実体法の実務上の機能に着目して手続法との連係を理解させるとともに、個別法律分野を横断または統合する分野をも基礎的・体系的に理解させるカリキュラムを編成しなければならない。
- ③ 裁判実務にかかる「法廷実務家」としての法曹の養成だけにとらわれず、法律家としての基本的素養を身につけ、社会の各分野で十分な法的サービスを提供できる法曹の養成をも視野にいれたカリキュラムを編成しなければならない。
- ④ 基礎法学分野の科目群の多くを必修科目として位置づけるカリキュラムを編成する。
- ⑤ 臨床的法学教育を重視したカリキュラムを採用する。
- ⑥ 年次および学期ごとの重点的な教育目標（資料2-1-2）を設定して、それと対応した科目を配当し、学生が各科目を適切に履修できるようにカリキュラムを設計する。
- ⑦ 実務法曹にとって重要であるにもかかわらず、実際には体系的に学習する機会の少ない関連分野（登記実務、会計処理等）に関する科目を配置し必要最小限度の専門知識の涵養を図るように配慮する。
- ⑧ 21世紀の法曹に求められる法的サービスの多様化、専門化に対応した法曹養成を行うためには、学生の将来の進路設計と適合するカリキュラムを編成する必要がある。そこで、学生の将来の進路設計に資することを目的として、コア・カリキュラム制度（資料2-1-3）を採用する。各コア・カリキュラムに含まれる諸科目が有機的に結合し、教育効果が高まることも期待できる。

修了要件は資料2-1-4のとおりである（さらに、資料2-1-5の進級要件を満たすことが必要である）。

養成対象とする法曹に必要な資質・能力を涵養するためにふさわしい授業科目が開設されている（資料2-1-6）。

なお、文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」採択事業（平成16年度：「法学未修者向け導入プログラム開発」＝単独、「裁判と法実務の国際的体験研修プログラム」＝九州大学、青山学院大学との共同；平成17年度：「地域の国際化に対応する教育プログラム開発」＝静岡大学、北海学園大学との共同）を推進し、教育方法の開発・改善に努めた結果、とりわけ民事法の法学未修者向け導入教育において、理解度の増加など一定の成果が現れている。

資料 2-1-2 教育目標

1年	基礎的知識の習得・確認、体系的理解力の涵養 第1学期 導入教育、基本知識の修得 第2学期 基本知識の修得、体系的理解力の涵養
2年	問題発見・処理能力の涵養 第1学期 問題発見能力の涵養 第2学期 問題解決能力・批判的思考力の涵養
3年	先端的な法領域に関する知識の習得、実務準備教育 第1学期 先端的な法領域に関する知識の習得 第2学期 法的議論の能力、創造的思考力の涵養

資料 2-1-3 コア・カリキュラム

	コア・カリキュラム	指標科目
市民法務	地域住民に対する充実した法的サービスの供給に資するために、「地域住民のための社会生活上的一般医」として、地域住民を対象に、消費者問題、離婚・相続問題および不法行為事件等、多種多様なニーズに応え得る幅広い視野をもった法曹をめざす学生のためのコア・カリキュラム。	現代家族論 登記実務と法 ジェンダー論 市民生活と法Ⅰ 市民生活と法Ⅱ 職業生活と法 高齢者と法 医療と法 生活環境と法
経営法務	地域企業への法的サービスの提供にあっては、企業会計や企業経営に関する知識等が不可欠であることから、地域企業を対象に、経営業務に対する法的アドバイスを行うほか、これに伴う訴訟事件を主として扱う弁護士および地域企業の法務担当者としての法曹をめざす学生のためのコア・カリキュラム。	経営実態論 登記実務と法 資産流動化・証券化と法 税法Ⅰ 税法Ⅱ 企業経営と法 職業生活と法 知的財産法 経済法
自治体法務	地方分権が進展し行政責任が質量ともに増大するにつれ、地方自治体では法務部門の充実が求められ始めている。このため、地方自治体を対象に、行政訴訟を主として扱う弁護士のほか、地方自治体の法務担当者としての法曹をめざす学生のためのコア・カリキュラム。	現代家族論 国際人権法 都市計画と法 税法Ⅰ 市民生活と法Ⅰ 高齢者と法 地域研究 教育法 地域政策論 又は 生活環境と法
刑事法務	刑事案件の弁護体制を一層整備・強化する必要性が高いことから、主として刑事案件の的確かつ適正・迅速な処理を行い、地域住民に法的サービスを提供する弁護士のほか、検察官をめざす学生のためのコア・カリキュラム。	少年非行と法 国際人権法 資産流動化・証券化と法 ジェンダー論 税法Ⅰ 被害者学 生命倫理学 刑事法総合演習 教育法

資料 2-1-4 修了要件

		法学未修者	法学既修者
在 学 期 間		3 年以上	2 年以上
履修単位	必修科目	78 単位	48 単位
	選択必修科目	8 単位	8 単位
	選択科目	10 単位以上	10 単位以上
	合 計	96 単位以上	66 単位以上

資料 2-1-5 進級要件

		法学未修者	法学既修者	備考
1 年次	必修科目 30 単位	必修科目 32 単位 選択科目 4 単位		
2 年次	必修科目 32 単位 選択科目 4 単位	必修科目 18 単位 選択科目 6 単位以上 } (*)		
3 年次	必修科目 18 単位 選択科目 6 単位以上 } (*)			*ただし、修了要件である選択必修科目 8 単位を 3 年次（「法学既修者」にあっては 2 年次）終了までに修得していることが必要である。

資料 2-1-6 開設する授業科目及び修了に必要な修得単位数

区 分		開設授業科目数（単位数）				修了に必要な修得単位数
		必修科目	選択必修科目	選択科目	合計	
法律基本科目	公法系科目	5 (10) 3 (6)			5 (10) 3 (6)	10 単位 6 单位
	民事系科目	16 (32) 8 (16)			16 (32) 8 (16)	32 单位 16 单位
	刑事系科目	6 (12) 3 (6)			6 (12) 3 (6)	12 单位 6 单位
	その他			1 (2) 1 (2)	1 (2) 1 (2)	
法律実務基礎科目		5 (10) 5 (10)	1 (2) 1 (2)	3 (6) 3 (6)	9 (18) 9 (18)	12 单位 12 单位
基礎法学・隣接科目		4 (8) 2 (4)		10 (20) 10 (20)	14 (28) 12 (24)	8 单位 4 单位
展開・先端科目		3 (6) 3 (6)	3 (6) 3 (6)	17 (34) 17 (34)	23 (46) 23 (46)	12 单位 12 单位
合 計		39 (78) 24 (48)	4 (8) 4 (8)	31 (62) 31 (62)	74 (148) 59 (118)	96 单位 66 单位

(注) 1. 上段は「法学未修者」、下段は「法学既修者」にそれぞれ該当する。

2. 開設授業科目・単位数の各欄の数字は、左の数字が科目数を、括弧内の数字は合計単位数をそれぞれ意味する。

3. *印は、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の 4 つの科目カテゴリーに属する選択科目を任意に 10 単位修得することを意味する。

観点 学生や社会からの要請への対応

(観点に係る状況)

法科大学院は、社会からの要請に基づき誕生した新しい教育・研究機関であり、開設間もないことから、単位互換制度、科目等履修生制度等の需要自体も未知数である。しかし、さしあたり、教育上の有益性という観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、および本研究科に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、それぞれ 30 単位を超えない範囲で、本研究科で修得したものとみなされている。また、科目等履修生制度については、修了生を中心として今後一定の需要が見込まれることから、来年度の実施をめざして現在準備を進めている。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

カリキュラムは、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とする法科大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務基礎教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成された「質的工夫に満ちた」ものである。しかしながら、各科目と科目カテゴリーとの対応関係に若干の改善を要することから上記水準にあるものと判断した。

分析項目Ⅲ 教育方法

(1) 観点ごとの分析

観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点に係る状況)

講義形式の授業に関しては定員 50 人、演習形式による授業に関しては定員 30 人を標準とするという内容の制度設計に基づく運用がなされてきた。しかし、厳格な成績評価の運用の結果、原級留置（留年）者、施設上の問題などから、平成 19 年度は一部の授業科目において、標準を若干上回る学生数で授業を実施せざるを得ない状況となった。しかし、こうした授業科目においても、少人数教育により達成しようとする教育効果が減殺しないように、授業が実施されている。なお、授業方式としては、講義方式、演習方式、実習方式の授業方式を組み合わせた形のものが採用されている。

教育内容のみならず教育方法においても法理論教育と実務基礎教育との架橋を実効的に図る必要があることから、演習科目を中心に、「実務家教員」と「研究者教員」とが協力しながら 1 つの授業を担当する教育方法も重点的に採用している。

さらに、「技能シミュレーション（ロールプレイ）型」教育、「エクスターんシップ型」、「依頼人に対するサービス提供型」教育等の臨床的法学教育を重視している。こうした授業を実施するにあたり、担当教員が法曹の職務と守秘義務との関係、関連法令の遵守を中心徹底したガイダンスを行うとともに、これを遵守する旨の誓約書を学生から提出させている。なお、万が一の事故あるいは守秘義務等の法令遵守違反が生じることにそなえて、全学生に対して保険加入を義務づけるとともに、法令遵守違反が生じた場合の懲戒措置を規定する細則が定められている（資料 3-1-1）。

「双方向的・多方向的」教育方法は、全授業で採用されているものの、主として、「法学未修者」2 年次（「法学既修者」1 年次）以降に実施される演習および実習方式の授業で多用されている。

次に、限られた期間内に学生が十分な学習効果をあげられるように配慮しなければならないことから、「法的専門知識付与型」教育中心ではなく、学生の強い学習意欲と十分な

予習・復習に基づく自主的・能動的授業参加を前提とした「法的専門知識活用型」教育を中心としている。

さらに、教育内容・教育方法の創意工夫は、単に個々の教員の努力に委ねられるべきものではなく、法科大学院全体として組織的に取り組む課題であることから、教授法に関する共通ルールを定めるとともに、授業運営上のノウハウを共有する体制がとられている(資料3-1-2)。

また、「科目の目的・内容」、「成績評価の方法・基準」、「教科書」、「参考文献」、「授業計画」から構成されるシラバスが、事前に科目ごとに教育支援システムにアップされ、受講学生に提示されている(資料3-1-3)。また、こうしたシラバスとは別個に授業内容、予習・復習項目等を記載したレジュメを配布するという方法も用いられている。さらに、試験実施後は、出題趣旨と全体的な講評を行うとともに、学生に成績分布を公表している。

こうした方法を通じて学習指導方法の強化に努めているところであるが、受講学生のレベル、興味・関心に個人差がみられ、特に「法学未修者」学生にはこうした個人差が顕著である。法学未修者は、一般的に、法学部等で法学教育を受けた学生と、法科大学院において初めて法学教育を受ける学生(いわゆる「純粹未修者」)とに二分される。法律学に関する習熟度が相當に異なる学生を同時に教育することの困難さは否定しがたく、その早急な解決策の立案と実践は現在の法科大学院制度に内在する重大な課題である。そこで、入学後の集中的導入授業等を通じて、「導入教育」の強化を図っている。

資料3-1-1 「リーガルクリニック」の履修に係る学生の事故防止及び懲戒に関する細則

○新潟大学大学院実務法学研究科における「リーガルクリニックⅠ」及び
「リーガルクリニックⅡ」の履修に係る学生の事故防止及び懲戒に関する細則

平成16年6月15日
院法科細則第2号

(目的)

第1条 この細則は、新潟大学大学院実務法学研究科(以下「研究科」という。)と新潟県弁護士会との間で締結した協定書に基づき、研究科が新潟県弁護士会と連携協力して開設する「リーガルクリニックⅠ」及び「リーガルクリニックⅡ」(以下「臨床法学授業科目」という。)の履修に係る学生的事故防止措置を講ずることにより、学生、協力弁護士、指導弁護士及びその他の者の安全を確保するとともに、授業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(受講学生の守秘義務等)

第2条 臨床法学授業科目を受講する学生(以下「受講学生」という。)又は受講した者は、その授業科目の履修により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 受講学生は、臨床法学授業科目の履修に当たり研究科が別に定める遵守事項に従わなければならぬ。

(懲戒等)

第3条 前条の規定に違反した学生に対しては、当該臨床法学授業科目の単位を不認定又は認定取消とするほか、当該年度に履修した授業科目(研究科が開設した授業科目に限る。)の単位の不認定若しくは新潟大学大学院学則(平成16年大学院学則第1号)第45条による懲戒又はこれらを併せた措置を行うものとする。

(保険への加入)

第4条 受講学生は、臨床法学授業科目の受講前に学生教育研究災害傷害保険及び法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入しなければならない。

附 則

この細則は、平成16年6月15日から施行する。

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

資料 3-1-2 教授法に関する共通ルールと授業運営上のノウハウ

教授法に関する共通ルールと授業運営上のノウハウについて

1) 総論

- ①「教えすぎない」。予習・復習を促し自習させる。
- ②講義準備の心構えとして、学生の学力・知識レベル、モチベーションにはあまり期待しそうないよう留意する。
- ③既存の教科書的体系にはもはや依拠しない場合がある点に留意する。

[授業運営上のノウハウ]

- ①複数の科目に応用可能なノウハウ等はできるだけ全教員が共有し授業スタイルのばらつきをおさえる。定期的な情報交換も必要。

2) 予習について

- ①原則として受講者には必ず予習をさせる。予習の質・量は科目ごと、また授業内容に応じてケースバイケースとなる。
- ②問題発見型の授業については、早めに設例・問題等の素材を受講者に配布し、「何が論点か」についてのみ解答を提出させ、理解度等をチェックのうえ、あらためて検討すべき論点を指示して予習させる。必要に応じて、判例・学説・参考文献等を整理したペーパーを配布してもよい。演習では授業の1～2週間前までに小レポート等の形式で事案の解決を書かせる必要があるかもしれない。

[授業運営上のノウハウ]

- ①上記②の解答の提出に際し、数名ずつグループ分けをした受講者間で議論をさせててもよい。
- ②問題発見型ではない授業についても、事前にどれだけ「ヒント」を与えるかによって予習の負担と質が変わってくる。
- ③質問を事前に提出させ、有益なものを授業中にも取り上げて論ずる。

3) 授業時間における教授法の工夫

- ①教材は原則として事前に受講者に配布し、予習済みであることを前提に授業をすすめる。教材の要点の確認で済ませる [→5]。

[授業運営上のノウハウ]

- ①受講者をグループ分けし、グループ内・間の議論の時間を設けると、発言が容易になり、他人の意見も聞けるので良い。
- ②全員が予習せざるを得なくなるように、ランダムに多数人にあてるよう努める。
- ③ノートを取る時間を節約する工夫が必要（資料配布等によりカバーする）。

4) 復習について

- ①一般論としては復習よりも予習のほうが学習効果を左右する度合いが大きいのではないか。
- ②受講者は、復習よりも予習に充分な時間をあてたいと考えるであろうから、予習量とのバランスのとり方につき配慮する。

[授業運営上のノウハウ]

- ①知識の定着度を確認するには、穴埋め・記号で解答形式の小テストや択一問題なども手軽でよい。
- ②演習科目については、毎回、事例問題の解答を論文試験形式で提出させる必要もある。教師は毎回全答案を読み、次回以降の講義で適宜コメント・アドバイスする必要あり。ただし、添削は毎回ではなく、数度に一回でもよいはず。

5) 教材・資料の作成・活用について [→2)～4)]

- ①レジュメや資料等は基本的に毎回きちんと受講者に配布する。
- ②資料類の配布には教育支援システムを活用し、WEB上で事前配布する。

6) 未修者・既修者の区別に応じた授業運営と未修者対策

- ①未修者用に開講前の指示として「開講時までに通読しておくべき文献」を指示して予習させる。
- ②授業運営上、未修者と既修者を区別した授業運営をするかどうかについては議論を要する面があろう。未修者に対しては、補講や自主ゼミ等による支援を通じて、何らかの手当も必要となろう [→9) と]。

[授業運営上のノウハウ]

- ①最低限の到達目標を未修者・既修者で別々に設定する。
- ②教材の理解につき、未修者と既修者とを区別をして、学習すべき箇所や分量に差異を設けても良い。

7) WEBの活用（質問のやりとり、教材・判例の配布等）

- ①教材・判例は学習支援システムで早めに一斉配布する。
- ②活用方法の具体的検討はこれから年内までにデモを繰り返しながら行っていきたい。

8) 授業時間外のケア

- ①授業後の質問等はできるだけWEBも活用して対応する。
- ②WEB上の対応とは別に、オフィスアワーを設けて面会し、学習上・生活上の個別相談にも応ずる。

9) 学生同士で勉強させるためのノウハウ

- ①予習時にグループ分けして準備させる。事例問題等の解答についてはショートプレゼンも有効か？
- ②復習の自主ゼミも必要ではないか。
- ③学生どうしが教え合うシステム（先輩が後輩を、既修者が未修者を）も考えられる。
- ④WEB上で学生どうし討論させる（掲示板を活用？）。

資料 3-1-3 シラバスの一例

科目名	開講時期	担当教員名
刑事法II	1年 第2学期	丹羽正夫
科目分類	単位区分	単位数
法律基本科目群	必修	2単位

【I 講義概要】

- この講義では、刑事法Iで扱った基礎理論・刑法総論の知識を前提に、具体的な問題解決に必要となる基礎的知識を身につけるため、個別の犯罪類型（殺人罪、窃盗罪というような個々の犯罪）の成立要件と、解釈論上の重要問題を重点的に取り上げて検討する。
- 素材としては伝統的な「刑法各論」の対象のうち、とくに実務上も重要な個人的法益に対する罪の基本問題を重点的に扱うが、社会的ないし国家的法益に対する罪や、重要な特別法上の罪についても、基本的知識が習得できるよう要点を概説する。具体的な問題点の検討に際しては設例・判例を重視し、事例を検討の出発点とすることにより、事例から問題点を発見・抽出する能力（問題発見能力）や、理論的対立を具体的な事例にあてはめて自力で問題を解決する能力（問題解決能力）の向上を意識的に目指しながら講義をすすめることとしたい。
- 毎回の講義では、検討すべき問題点を教師が順を追って少しづつ小問の形で受講者に問い合わせて解答を求める、受講者どうしが周囲の者と議論してその結果を全員に示し、それをふまえて再度、受講者間ないし受講者と教師との間で議論や質疑応答を行ったりする形式の「双方向的」やりとりを重視し、受講者が受け身にならず能動的に問題を考えることができる授業運営を行う予定である。そのため、授業中に「当てられる」回数は他の授業と比べて多くなる可能性が高い。その際、基本事項につき質問されても回答できないような者が続出するようになると、当然のことながら授業全体の質が低下せざるを得ず、全員にとって不利益な事態が生ずる。したがって、受講者がどれだけきちんと予習をしてくるかが授業運営を左右するといつても過言ではない。言うまでもなく、法科大学院の授業は学部レベルの授業とも予備校の授業とも違う。予習してこない者が一名増えれば、それだけ授業の質が低下し、他者にも迷惑をかけるのだということを肝に銘じて授業に参加してほしい。
- 履修上の注意：（略）

【II 成績評価の方法と基準】

- 毎回課題として事前に提示される設例・判例およびレジュメ中に示された学習上のポイントを中心とする予習および復習（小レポート提出等により理解度を判断）を重視しながら、日常評価（平常点）としての授業への取り組みの熱心さ（授業中の発言〔質問ないし回答〕、宿題、小テストないし小レポートのうち、複数のものを評価の尺度とする予定である）、および、期末評価（筆記試験）の結果を総合的に評価する。
- 具体的な成績評価の観点としては、以下の項目を重視する：
 - ①事実の解析能力
 - ②法的分析能力
 - ③理解力
 - ④表現力（文章・口頭）：論理性、構成力を評価の要素として含む
- 日常評価と期末評価は、それぞれ50%ずつの比重で併用し、両者の合計点を最終的な評点とする。
- 日常評価は、前述した評価手段のうち、複数のものを用いることとし、全15回の授業予定の間に3回以上、各種の手段による判定を行う予定である。
- 出席について：他の科目と同様に、本科目も出席回数が3分の2以上でなければ成績評価を受けることができない。出席回数が5分の4未満の場合は、評点から20%を減じた点数を最終評価とする。

○達成目標（略）

【III 教材について】（略）

【IV 毎回の講義内容】

1) 講義内容と学習上のポイント：（略）

2) 設例・判例：（略）

○予習課題：（略）

○復習課題・参考文献：（略）

○授業計画：（略）

観点 主体的な学習を促す取組

(観点に係る状況)

まず、新入生を対象とした入学前後ガイダンスおよび在学生を対象とした詳細なガイダンスを実施している（資料 3-2-1, 3-2-2, 3-2-3）。

次に、原則として毎月 1 回、学務委員会が学生との懇談会を開催し、勉学面・生活面の問題点について意見交換を行い、履修指導を含む全般的な指導を行っている。また、学生と面談し、学生の個別の授業内容に関する理解度の確認や個別授業科目の学習方法に関する指導を行うことを目的とした「オフィスアワー」制度が運用されている。さらに、学生 1 名に専任教員 1 名をアドバイザーとして指定し、学習面全般だけでなく、進路や日常生活面に関する相談に幅広く応じることを目的とした「アドバイザー」制度が運用されている。各アドバイザーは、面談内容（相談例として、法律学の学習方法、法曹としての資質・能力、奨学金、答案の書き方、判例の読み方、進路等）に応じて、学務委員会、保健管理センター等と連携して、学生の指導にあたる体制がとられ、運用されている。

上記のほか、次のような方法で学生の自習環境を整備し、「単位の実質化」を図っている。まず、原則として一日あたり 3 コマの授業を割り当てた時間割が組まれ、学生の十分な自習時間を確保している。次に、授業計画が学生に事前に具体的な形で指示され、また具体的な予習・復習課題が学生に示され、学生が事前事後の学習を効果的に行える体制となっている。また、学生が各学期に履修科目として登録できる単位数は、再履修の場合も含めて例外なく 18 単位を上限とする「CAP 制」が採用されている。

資料 3-2-1 入学予定者ガイダンスプログラム

- 1 研究科長挨拶
- 2 講演 法科大学院での学び方－法曹実務者の視点から
- 3 ビデオ上映
- 4 新潟大学法科大学院のカリキュラムについて
- 5 入学までのすこし方及び事前学習について
- 6 質疑応答

資料 3-2-2 1 年次生ガイダンス（第 1 回）プログラム（抜粋）

- 1 研究科長挨拶
- 2 教員紹介
- 3 学務関係ガイダンス
 - (1) 大学院実務法学研究科について
 - (2) 大学院実務法学研究科の履修について
 - ①修了要件
 - ②履修要件
 - ③期末試験
 - ④追試験
 - ⑤再試験
 - ⑥科目の聴講手続
 - ⑦授業題目について
 - ⑧勉強のペースを早くつかむこと：アドバイザー（指導教員）とも相談すること
 - (3) アドバイザー・オフィスアワーについて（便覧 16～17 頁）
 - (4) 授業料・奨学金・休退学等の届出について（便覧 57～58 頁）
 - (5) 個人情報保護について（便覧 69～71 頁）
 - (6) 新司法試験について（便覧 73～81 頁）
 - (7) ネームプレートについて
 - (8) 学務委員との定例懇談会について
- 4 施設設備等の利用について
 - (1) 研究室割りについて
 - (2) 研究室の使用方法について
 - (3) 入退校について（便覧 63 頁（6）「開錠・施錠時刻」参照）
 - (4) 教室の利用（便覧 63～64 頁）
 - (5) 大学院学務係について（学生への対応窓口：便覧 58～60 頁参照）
 - (6) 法学部資料室・中央図書館について（便覧 60～62 頁）
 - (7) 学生アンケートの閲覧について
 - (8) 新潟大学法学会について（便覧 64 頁）
 - (9) その他大学全体の施設・キャンパスライフ等について
- 5 情報関係ガイダンス（略）
- 6 アナウンス：「新入生歓迎特別講演会」について
7. その他（略）
8. 法科大学院教育支援システムについて（操作説明のデモンストレーション）

資料 3-2-3 2年次生ガイダンス

- 1 はじめに
- 2 学務関係ガイダンス
 - (1) 大学院実務法学研究科の履修について
 - (2) 新カリキュラムと旧カリキュラムの相違について
 - (3) クラス分けについて
 - (4) 選択科目・選択必修科目的履修について
 - ①時間割と履修全般について
 - ②キャップ制に注意
 - (5) 集中講義について
 - ①キャップ制との関係
 - ②開講形式・スケジュールについて
 - (6) 個人情報保護について
 - (7) 新司法試験について
 - (8) アドバイザーの一部変更について
 - (9) ネームプレートの着用について
- 3 施設・備品等の利用について
 - (1) 研究室代表・副代表の選出について
 - (2) 研究室の使用方法について
 - (3) コピー・プリンタの使用
 - (4) 学生アンケートの閲覧について
 - (5) 法学部資料室・ローライブライアリーの利用マナー低下について
- 4 アナウンス：「新入生歓迎特別講演会」について

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

教育目的達成のために、授業形態がバランスよく組み合わされ、教育方法に関しては、不断のFDを通じて標準化しつつある。また、概ね教育課程編成の趣旨に添うシラバスが活用されているといえる。しかし、教育内容の工夫の度合いやシラバスの作成方法等において教員間で未だばらつきがみられる。次いで、きめ細かな指導を行うことを通じて学生の主体的な学習を促す取組がなされるとともに、十分な自習環境を整備することを通じて単位の実質化が図られており、後者の水準は、期待される水準を上回るものと思われる。しかし、学習指導方法に一層の工夫を要することから、全体として上記水準にあるものと判断した。

分析項目Ⅳ 学業の成果**(1) 観点ごとの分析****観点 学生が身に付けた学力や資質・能力**

(観点に係る状況)

法科大学院においては、設置基準上、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正な成績評価が求められており、また、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目的履修を制限する制度（「進級制」）が通常採用されている。本研究科においてもかかる成績評価が行われ、また履修要件制度（事実上の「進級制」）が採用されている。こうした「厳格な成績評価」がなされている状況において、単位修得率（資料 4-1-1）は平均約 95%であり、高い数値を示している。また、法曹にとって必要な基本的資質・能力を涵養するための授業科目的成績分布（資料 4-1-2）は、概ね 70 点から 79 点の幅に高い分布があり、こうした授業科目が涵養対象としている資質・能力（主として、高度の専門的な法律知識、体系的理解力、問題発見・処理能力、先端的な法領域に関する基本的な理解力）を学生が十分身に付けていることを明確に示している。さらに、年度別進級状況（資料 4-1-3）からは、比較的高いハードルである履修（進級）要件を平均 8 割近い学生が超えていることから、概ね各年次の教育目標（資料

2-1-2、16-6頁)が達成されているといえる。

法科大学院を中心とする新しい法曹養成制度は、その制度設計上、厳格な成績評価及び修了認定のもとで修了した者の7割程度の者が新司法試験に合格することを前提としたものであること、また、各法科大学院が創意工夫を凝らし教育内容・方法を開発し、実践している途上にあることを考慮するならば、本研究科においては、以上のデータ分析から、教育成果があがっているものと判断できる。

資料4-1-1 単位修得状況

	学年	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		取得率	平均取得単位数	取得率	平均取得単位数	取得率	平均取得単位数	取得率	平均取得単位数
法学既修者	1	100.0	67.9	94.4	61.0	80.0	51.0	100.0	66.0
	2	—	—	99.3	28.4	100.0	28.0	—	—
法学未修者	1	97.2	27.2	94.7	24.1	95.6	23.5	87.2	23.4
	2	—	—	98.1	35.6	94.5	31.3	88.5	27.9
	3	—	—	—	—	98.8	30.5	96.6	29.8

資料4-1-2 主要科目成績分布

科目名	平成16年度					平成17年度					平成18年度					平成19年度					
	90以上 89	80～ 79	70～ 69	60～ 69	未満	90以上 89	80～ 79	70～ 69	60～ 69	未満	90以上 89	80～ 79	70～ 69	60～ 69	未満	90以上 89	80～ 79	70～ 69	60～ 69	未満	
憲法I	13	34	2	1		13	21	19	1		15	23	19			17	26	5			
憲法II	14	24	9	1	2	14	23	6			16	21	19	1		24	18	6	1		
行政法	4	5	1		2	14	23	6			10	22	10	3		4	23	32	2		
司法審査論	3	3	4		10	24	8		1	15	24	5	1	2	12	26	15				
公法問題発見演習	5	3	2		1	26	15			19	24	2	1	1	16	32	5				
民法I	1	5	15	28	1	1	3	14	37	3	4	6	11	32	5	1	7	16	26	3	
民法II		4	17	28	1		7	8	37	6	3	14	22	17	3	2	17	17	16	1	
民法III		9	16	21	4		17	26	11	1		19	30	9	1	1	9	12	27	2	
民法IV		3	8	35	2		8	12	30	5	3	4	11	35	4		6	28	13	4	
民法V		2	13	25	7	1	1	9	19	24		3	29	23			5	15	25	3	
企業法I		3	10	16	14	5	4	8	16	22	6	2	10	22	25		4	17	24	2	
企業法II		8	13	11	13	3	1	13	15	18	8		6	26	29		13	16	14	4	
民事訴訟法		3	6	15	23	1	13	21	7	10	1	13	19	13	7	5	2	8	36	5	
民事法問題発見演習I		2	6	2				12	28	5		1	7	31	10			3	56	7	
民事法問題発見演習II			10				7	37	1		1	8	25	11		3	9	10	28	7	
民事法総合演習		7	2	1			2	14	27			6	19	21	2		1	24	31	1	
民事法問題発見演習III		1	4	5			2	13	23	4		1	11	32	6		2	10	45	2	
市民法務演習I							4	5	1			1	14	21			1	6	27	1	
市民法務演習II							3	5	2				9	27			7	27	1		
裁判法務演習I							1	9			1	12	17	6			10	16	9		
刑事法I		3	10	22	14	1		7	13	34	2	1	12	12	29	6		3	23	23	4
刑事法II			6	26	14	4		4	25	19	6		2	21	30	6		9	24	17	3
刑事訴訟法		2	14	13	17	2		20	17	14	4	1	15	19	16	7	1	12	17	19	5
刑事法問題発見演習I		9	1			2	4	20	19		5	6	18	16			1	7	25	21	3
刑事法問題発見演習II		1	5	1	3		4	12	24	3		5	15	24	6			12	49	1	
刑事法問題発見演習III		1	5	1	3		5	9	28	1			22	20	7		3	24	34	1	
裁判法務演習II							2	7	1			9	22	5			2	31	2		
裁判法務演習III											3	12	9				4	9	5	3	2
法務総合演習							6	2	2			1	10	25			3	25	6	1	
司法制度論		1	5	30	13	1	1	16	23	12		2	5	13	37	1	1	7	20	20	
法学の基礎		6	30	8	5	1	8	16	22	6	2	3	24	20	10	1		6	24	19	
正義論		2	5	3		10	23	10	2		12	15	16	2		4	8	25	17		

資料 4-1-3 年度別進級状況

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
2年次進級者	53 (10)	45 (1)	52	55 (5)
原級者	9	21 (1)	18 (1)	14
3年次進級者	—	35	35	58
原級者	—	8	17	11

(注) 括弧内は、法学既修者で内数。

資料 4-1-4 修了者数

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
10	36	34

観点 学業の成果に関する学生の評価

(観点に係る状況)

まず、学務委員会が学期途中・学期末の 2 回、学生を対象とした、30 項目にわたるアンケートを各授業について実施している。次に、学務委員会が学生との懇談会を開催し、勉学面および生活面の問題点について意見交換を行っている。

意見聴取の結果は、意見の内容・種類に応じて、学務委員会により FD 会議や予算施設委員会と連携する形で処理される。アンケートの結果をみる限り、科目により回答率及び評価内容にばらつきはあるものの、学生の総合的満足度は概ね 60~70% であり、各授業科目につき、その設定している目標（涵養対象である資質・能力）に照らして、概ね適切な授業内容及び授業方法が用いられており、また授業内容に対する学生の理解度が概ね高いものであることも示されているように思われる。

もっとも、専門職大学院としての法科大学院においては、学業の成果に関する学生の評価は、一般の学部・大学院の学生の評価の場合とは異なる要因に影響を受けることは否定できない。すなわち、第一に、法科大学院においては、法律学の履修度において相違のあるいわゆる純粹未修者と法学部出身者とが混在した形で同一授業を実施せざるを得ないため、学業成果の到達度・満足度に照らした両者の授業評価は、正反対の傾向にある。第二に、学生が求めるものと法科大学院が与えようとするものとの間にギャップが存在することである。この要因は、発足後間もない法科大学院制度を取り巻く状況の急激な変化に起因するところが大きい。学生が主として求めるのは、新司法試験の受験に直接役立つと思われる内容であり、こうした授業科目の満足度は比較的高い傾向にある。しかし、法科大学院では、当然のことながら新しい法曹養成制度の理念に沿った教育を維持しなければならない。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

学業の成果の判断は容易ではない。とりわけ、本研究科のように、わが国で初めて設置された法曹養成に特化した専門職大学院であり、しかも設置間もない現段階での学業の成果に関する評価を行うことは困難である。しかし、単位修得状況（資料 4-1-1）、主要科目成績分布（資料 4-1-2）、進級・修了状況（資料 4-1-3、4-1-4）等のデータから判断する限り、概ね期待される水準にあるものと判断される。

分析項目V 進路・就職の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 卒業(修了)後の進路の状況

(観点に係る状況)

本研究科の修了後の進路状況は、資料5-1-1のとおりである。修了生全員が受験する新司法試験最終合格者数は、現段階において必ずしも多くはないが、年度ごとの合格率に拘泥するべきではない。法科大学院は、単に新司法試験合格者を養成する機関ではなく、21世紀の司法を支えるのにふさわしい資質・能力を備えた法曹の養成機関である。本研究科の教育理念・目標にそった法曹を養成できたかどうかの判断には今少し時間を要するのである。

資料5-1-1 新司法試験受験状況

修了年度	修了者数	新司法試験			
		出願者数	受験者数	短答式試験 合格者数	最終合格者数 (司法修習生 数)
平成17年度	10名	10名	10名	8名	5名(5名)
平成18年度	36名	41名	36名	25名	8名(7名)

観点 関係者からの評価

(観点に係る状況)

修了生が未だ法曹となっていない現段階での評価は不可能である。今後、修了生が法曹となった段階で関係者からの評価を仰ぐ予定である。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

設置間もない現段階での修了後の進路に関する評価を行うことは困難である。また、新司法試験の年度ごとの合格率だけで教育成果を評価するのも適切とは思われない。さらに、修了生が未だ法曹となっていない現段階での関係者からの評価は不可能である。しかし、修了状況等のデータから判断する限り、法曹養成機関として一定数の司法試験合格者を輩出しているといえることから、概ね期待される水準にあるものと判断される。

III 質の向上度の判断

すでに述べたように、法曹養成に特化した専門職大学院は、教育内容・方法において全くの蓄積のない新しい教育・研究機関であり、未だその教育内容・方法が固まっていない。したがって、法科大学院において「期待される水準」自体が定まっておらず、多くの法科大学院は、試行錯誤を繰り返しながら、「るべき水準」を模索しているといえるのである。その意味で、法科大学院における従来の全活動が「質の向上」につながっているともいえるのである。もっとも、次のような事例から質の向上があったものと判断できる。

①事例 1 「カリキュラムの改良」（分析項目Ⅱ）

（質の向上があったと判断する取組）

3年間の教育経験を踏まえ、従来のカリキュラムを再検討し、教育目的をより効果的に達成できるように改良を加え、平成19年度入学者から適用している（資料2-1-2～2-1-6, 16-6～16-7頁）。主要な改良点は、以下の3点である。第1点は、各科目と各科目群との対応関係を再検討し、「法律基本科目群」に属する一部の科目を「法律実務基礎科目群」に適切に位置づけた。第2点は、教育理念・目的の効果的実現を図るという観点から、選択科目の一部を選択必修科目として位置づけるとともに、基幹科目である民事法分野の科目を新設した。第3点は、理論と実務との架橋を強化するという観点から、総合演習科目を新設した。

②事例 2 「導入教育プログラムの開発」（分析項目Ⅱ）

（質の向上があったと判断する取組）

文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」採択事業（平成16年度：「法学未修者向け導入プログラム開発」）を推進し、開発したプログラムを用いて教育に努めた結果、とりわけ民事法の法学未修者向け導入教育において、理解度、単位修得率の増加など一定の成果が現れている。

③事例 3 「教育内容・方法の平準化の達成」（分析項目Ⅲ）

（質の向上があったと判断する取組）

不斷のFDを通じて、「教授法に関する共通のノウハウ」（資料3-1-2, 16-10頁）、「成績評価のあり方等に関する申し合わせ」（成績評価の手段、評価項目・観点、成績分布のあり方等から構成）等の策定とその実践により、教育内容・方法、成績評価の平準化を図ることができた。